転勤族協会 会則

第１章　総　則

第１条　本会は、転勤族協会（愛称：TKT48）と称する。

第２条

① 本会は、転勤族の妻の情報交換、親睦、ならびに相互支援を図ることを目的とする。

② 転勤族の妻が転勤生活を通じて得た経験を元にして、転勤先や駐在先の地域または社会における課題の発見および解決のために、自主的に活動する機会を提供することを目的とする。

第３条　本会の運営は、ワークスタイル・クリエイションが代行する事務局により行うものとする。

第２章　活 動 内 容

第４条　本会の構成、および主な活動は次の通りとする。

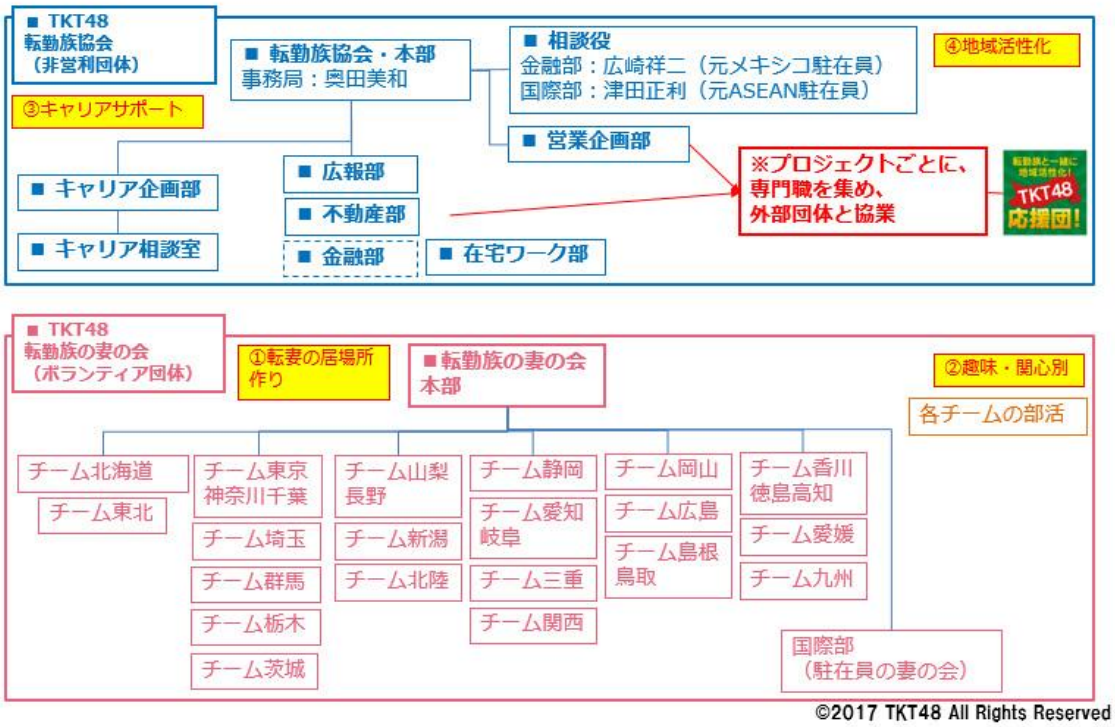

① TKT48 内に「転勤族協会（非営利団体部分）」「転勤族の妻の会（ボランティア団体部分）」を設置する。

②「転勤族協会」は、国家資格保持者や、「転勤族の妻の会」にて十分に経験を積んだ転勤族の妻および元転勤族で構成し、地域団体や企業や行政との企画を担う。

③「転勤族協会」配下に、以下の部を置く。
・「広報部」地域情報および各地の転妻活動等の広報を行う。
・「不動産部」宅建保持者により、転勤族の妻視点の地域活性化企画を担う。
・「金融部」1級 FP 技能士保持者により、転勤族の妻視点の地域経済活性化企画を担う。
・「キャリア企画部」キャリアカウンセラーや産業カウンセラーの資格保持者により、転勤族の妻のキャリアサポート企画を担う。
・「在宅ワーク部」在宅ワークに関する企画を担う。

④「転勤族の妻の会」配下に「本部」を置き、その配下に以下の部を置く。
＜地域ごと＞
【北海道エリア】チーム北海道
【東北エリア】チーム東北（青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島）
【関東エリア】チーム東京神奈川千葉、チーム埼玉、チーム群馬、チーム栃木、チーム茨城
【甲信越エリア】チーム山梨長野、チーム新潟
【北陸エリア】チーム北陸（石川・富山・福井）
【東海エリア】チーム静岡、チーム愛知岐阜、チーム三重
【関西エリア】チーム関西（大阪・兵庫・奈良・和歌山・京都・滋賀）
【中国エリア】チーム岡山、チーム広島、チーム島根鳥取
【四国エリア】チーム香川徳島高知、チーム愛媛
【九州エリア】チーム九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）
【海外エリア】国際部（駐在員の妻の会）
＜趣味・関心ごと＞
・各チーム内に、部活を置く。

⑤ 各種イベントは「転勤族の妻の会」配下の各チームが主催し、身辺のことや地域の情報を共有するランチ会、および会員の趣味や特技を活かしたワークショップ等を行う。
⑥ 地域ごとの各チームにはリーダー、またはリーダーに準じるお世話役を任命する。リーダーはサポーターを任命できる。

第５条　参加メンバーは、次の事項に努めるものとする。
① 転勤族の妻だけで固まるのではなく、転勤先の人・団体・企業・行政との交流を図る。

第６条　会合やイベント開催は、次の通りとする。

① 本会の開催は、インターネット上および会員が在住する各地の施設で行う。

チーム東京では下記施設の他、東京都内施設で行う。

ウィズスクエア八重洲（東京都中央区八重洲 2-4-10 第一幸田ビル 5F）

調布市市民プラザあくろす（東京都調布市国領町 2-5-15 コクティー2F）

チーム埼玉では下記施設の他、さいたま市および埼玉県内施設で行う。

さいたま市市民活動サポートセンター

（埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9F）

チーム茨城では下記施設の他、水戸市および茨城県内施設で行う。

シェアオフィス SSS　（茨城県水戸市笠原町 1189-2）

その他の支部では、各県内施設で行う。

② 開催日時は、支部ごとに決定する。

③ 当日の欠席については、当番に連絡することとし、連絡できない場合は、直接会場に連絡することとする。

第７条　会費は次の通りとする。

① インターネット上の活動は、会費を 0 円とする。

② 会合に要する部屋代、茶菓代等は、その都度徴収する。

③ 会合に要する経費代は原則 100 円を徴収するが、チームリーダーの判断によりチームごとに経費代を決めることとする。

第８条　当番は以下の通りとする。

①「広報部」の当番は輪番制とする。

② 当番の任務は次の通りとする。

・インターネット上で地域情報および各地の転妻活動等の広報を行う。

③ 都合により当番を遂行できない場合は、他のメンバーと連絡を取り、その中から代理を立てることとする。

第３章　参 加 および 退 会

第９条　本会への参加条件は、以下の通りとする。

① 原則として転勤族の妻（海外駐在員の妻を含む）で、住み慣れた土地を離れ新たな土地で前向きな人間関係を築こうとする者。

② 転勤族本人や元転勤族等、転勤族の妻の活動をサポートしてくれる者。
③ 政治的・宗教的団体への勧誘、ネットワークビジネスへの勧誘を行わない者。
④ 会員および会員の家族の情報を営利目的で外部に洩らさない者。

第１０条　会員の募集は随時インターネット上で行う。

第１１条　その他
① 必要な連絡は、Facebook 上で行う。地域交流イベントなど、Facebook をしていない者が参加する場合は、その都度各自でお問合せフォームやメール等を活用する。
② 入会して１ヶ月以上自己紹介の無い者、イベント等を無断欠席した者は、脱会したものとみなす。
③ 転勤が決まった場合は、必ず報告することとする。
④ 当会で発生した事故・トラブル等については、当会としては一切責任を負わない。

付　則

１．本会則は、転勤族協会設立日である平成 26 年 3 月 3 日より施行する。